管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 女性相談センター | 　旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが２件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 精算日 |
| Ａ | 滋賀県 | 令和２年４月９日 | 3,950円 | 令和２年５月22日 |
| Ｂ | 和歌山県 | 令和２年７月20日 | 2,860円 | 令和３年２月16日 |

 | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 所内会議において監査結果の報告を行うとともに、管外旅費の精算に遅延がないよう、職員に対し旅費制度の周知及び注意喚起を行った。 今後、旅費事務担当者は、管外出張旅費の額の確定日の確認を徹底するとともに、管外出張を行う職員に対し、速やかに精算報告を行うよう指導するなど、法令等に基づき適正な事務処理を行う。  |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年11月１日から令和４年１月31日まで）